

主な支援策とポイント

助成金

都 業態転換支援事業

上限**100万円**(助成率**4/5**以内)

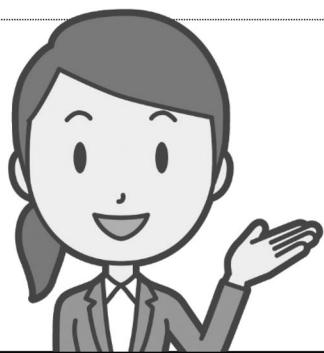
コロナの影響で、大きく売上げが落ち込んでいる都内中小飲食事業者が、新たなサービスとして「テイクアウト」「宅配」「移動販売」を行うことにより、売上げを確保する取り組みに対する助成金です

対象経費

- (1) 販売促進費（印刷物製作費、PR映像制作費、広告掲載費など）
- (2) 車両費（宅配用バイクリース料、台車など）
- (3) 器具備品費（Wi-Fi導入費、タブレット端末、梱包・包装資材など）
- (4) その他（宅配代行サービスに係る初期登録料、月額使用料、配送手数料など）

必要書類

- (1) 交付申請書（原本）
- (2) 登記簿謄本等／●法人：履歴事項全部証明書（原本）●個人：開業等届出書（写し）
- (3) 事業税または都民税の納税証明書（原本）
- (4) 直近1期分の確定申告書（写し）、決算書類等 ※未決算企業は、代表者の直近の源泉徴収票
- (5) 食品関係営業許可書（写し）※現在取り扱う食品の種類、営業の形態に応じたもの
- (6) 申請金額根拠資料（写し）／●見積書 ●金額がわかる Web サイトのコピー等



問い合わせは

東京都中小企業振興公社 経営戦略課 業態転換担当
TEL：03-5822-7232

最終申請受付

11/25
まで

詳細は

公社サイト▶



給付金

国 家賃支援給付金

法人 月額上限 **50万円**(6カ月分)

個人 月額上限 **25万円**(6カ月分)

緊急事態宣言の延長等により売上げの急減に直面したテナントでの店舗・事業運営に対して地代・家賃の軽減を目的として支給される給付金です

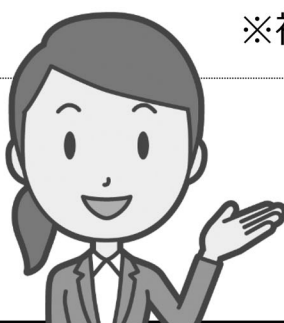
申請受付は
今国会で
補正予算
成立後の予定

支給対象

- テナントで事業を営む中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等のうち、5月～12月において①か②に該当
- ①いずれか1カ月の売上が前年同月比50%以上減少
 - ②連続する3カ月の売上が前年同期比で30%以上減少

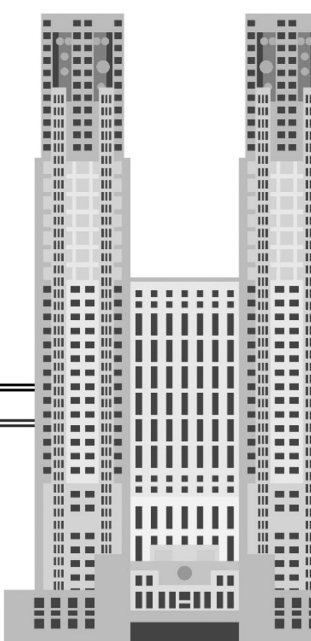
給付率

- (1) 申請時の直近の家賃に基づき算出される給付額の6倍(6カ月分)
- (2) 給付率：2/3
- (3) 上限：法人は50万円(月額)／個人事業者は25万円(月額)
※複数店舗運営の場合、法人は100万円／個人は50万円に引き上げ



問い合わせは

中小企業庁 総務課
TEL：03-3501-1768



その他の支援策

東京都ではこのほかにも各種支援策を実施しています。
詳しくは産業労働局ホームページ内のパンフレットも参照してください▶

